

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷九第

行發日一月二十年八正大

論 說

労働と資本との根本的協調……………法學博士 田島 錦治

特別課徴の利害并に其當否……………法學博士 神戸 正雄

所帶統計概説(一)……………法學博士 財部 靜治

植民地の土地政策(一)……………法學博士 山本美越乃

明治の米價調節(四)……………法學士 本庄榮治郎

時事問題

労働組合の公認問題……………法學博士 戸田 海市

海上再保險官營問題……………法學士 小島昌太郎

雜 錄

我國における新ブルジョア階級の成立(一)……………圓谷 弘

鄧牧の「伯牙琴」……………法、文學士 小島 祐馬

獨逸の戰時財産差増稅新法案に就て……………法學士 汐見 三郎

經濟論叢第九卷總目錄……………編輯 委員

植民地の土地政策(二)

山 本 美 越 乃

經濟政策上及社會政策上より觀察して植民地に於ける最も重大なる問題の一は實に土地に關する問題にして、土地は其の性質上他の經濟的貨物の如くに勞力及資本を加ふることに依りて自由に其の面積を増加し得べきものに非ざるが故に、人口の増加及社會の進歩に伴ふ地價の暴騰は現今文明國に於ても一大問題を形成しつつあるも、植民地に於て殊に土地問題の重大視せらるる所以は、文明國に在りては土地は國法上又は慣習上既に一定の制度の下に統一せられ、從て土地所有權の歸屬に關しては疑義を挟むべき餘地殆んど無きのみならず、地價の暴騰の如きも多くは都會の附近に限らるるの狀態にあるも、植民地に於ては一般に土地の面積に比して人口之に伴はずして、到る處に官公有地・共有地若くは無主地等の散在するもの尠からざるより、土地所有權の歸屬に關して錯綜せる問題を生ずる以外に、領有の初期に當りては移住者誘引の一方方法として、或は無償又は極めて低廉なる價格を以て土地の所有權を取得せしむること多きが故に、自己は毫も開墾利用の意志を有せざるに拘らず、單に無償又は低廉なる價格を以て尨大なる土地の所有權のみを得、後日人口の増加及交通機關の發達に伴ふ地價の暴騰を俟ちて高價に之を賣却し、以

て巨利を博せんとする所謂投機的な土地賣買の盛んに行はるるを以てなり、固より新領有地に於ては投機的の觀念は或程度迄は之を認容するに非ずんば、經濟上及社會上の發達は之を期し得べからざるが故に、投機的の觀念に基ける一切の活動を抑壓せんとするが如きことは、却て植民地の開發を遲緩ならしむるの虞れありと雖も、又他方に於ては國家は土地所有者の私益を尊重すると共に植民地住民の一般公益を保護し、殊に有名無實の土地所有者（即ち自己は毫も之を開墾利用せずして唯單に其の所有權のみを取得し、後日自然的若くば人爲的に地價の騰貴するを俟ちて有利に之を賣却せんことを目的とする土地所有者）の爲めに、眞實土地の開墾利用に従事せんとする者の移住を妨げらるるが如き弊を防止するの必要あるのみならず、新領有地に於ける地價の騰貴は多くは土地所有者の努力の結果に因るに非ずして、移住者の増加・交通機關の發達・衛生設備の改良・其の他生命財産の安固に對する國家の施設等に原因するものなるが故に、一言にして之を評せば植民地全體の發達の結果と稱するも不可なく、斯かる事情に原因せる地價の騰貴の利益は、獨り之を土地所有者のみに私せしむべきに非ずして、植民地全體の發達の結果として生じたる以上は、又其の一部を植民地全體の爲めに分配せしむるを正當とすとの見地より、土地問題は植民地に於ては一層重大視せらるるに至れり。⁽¹⁾

以上は主として投機的な土地賣買を中心として起り得べき植民地土地問題の性質の一斑なるも、

(1) Köbner, Einführung in die Kolonialpolitik, S. 193.

こは必ずしも植民地にのみ特有の現象に非ずして、進歩發展の急激なる地方に在りては、文明國に於ても常に之が解決に苦心しつつかある問題たり、然るに植民地には以上の外更に從來の土民に對する關係に於て特に考慮を要すべき土地問題あり、即ち植民地土民の生活の安全を保障し、且將來自然的に増加し得べき人口を保護するの必要上、植民地の土地は母國人の利益の爲めにのみ之を處分するを許さずして、常に土民の生活上に及ばず影響を考察し、彼等の生存に壓迫を加へざる程度に於て母國人の發展に便宜を與ふる方針の下に、土地處分問題を決せざる可からざること是れなり。

由來文化の程度の幼稚なる植民地に於ては土民間に土地所有權の觀念頗る薄弱にして、甚しきに至りては財産其のものゝの觀念すら未だ明瞭ならざるものあり、尤も土地を他の財産と同一に看做し所有者の任意に之を處分し得ることを認めたるは、文明國に於ても近世の個人主義的思想の發達以後のことに屬し、古代及中世に在りては事實上土地を所有せる者と雖も之が完全なる處分權を有せざりしことを思ふ時は、文化の程度の遙に劣れる植民地土民等の土地所有權に關して明確なる觀念を有せざるは毫も怪むに足らず、彼等は通常土地に對しては絶對的の處分權を伴はざる一種の占有權を有するに過ぎざるが如く思考し、從て一定の土地を利用するも其の利用地の永久自己の所有に歸すべきものなりと云ふが如き觀念を有せず、加ふるに土地の利用方法に關して

も文明國に於けるが如くに地力の消耗を顧慮することなく、誅求的に之を使用して一朝收穫の減少を來す時は更に他の地方に轉じ、又假令同一地方に定着するも年々其の使用法を異にする等の理由に基き、無主地又は不定主地として特定の所有者を發見する能はざる地域の少からざること、亦植民地の土地處分問題をして困難ならしむる一原因たり。

因に、無主地は國家の有に歸すとの原則は何れの植民地に於ても行はれ、政府の土地取得の主要なる原因を成せるも、一般に如何なる土地を以て無主地と看做すべきかは正確に之を決定すること難し、蓋し植民地の多くは循環耕作制度の下に交代的に異なりたる地區を耕し、或は果實の採集・狩獵若くは牧畜等の爲めに廣大なる林地又は曠野を使用するが故に、斯かる土地に文明國民の所謂所有權に關する觀念を適用せんか、土民の因習的の權利觀念と抵觸し、彼等をして少からざる不安を感せしむべきを以てなり、故に植民地に依りては法令を以て無主地の意義を確定せんとするものもなきにあらず、例へば佛領コンゴールに於ては一八九一年の法律に據り、荒蕪地及何人と雖も法律上所有權を主張し得ざる委棄地は、之を國家に歸屬するものと看做すべきことを定め、ガムビアにては土地に對して利害關係を有することを主張する者又は其の者の父祖が、自己の生涯を通じて耕作・居住・集水・貯水若くは産業上の目的に向つて使用したる土地の他は之に所有權を認めず、錫蘭に於ては六箇年間實際土地を耕作せざるか、或は

産業上の目的に向つて之を使用せざる時は無主地と看做し、カメルンにては土民の部落又は酋長等に於て土地に對する權利を主張する時は、彼等と和衷協定して必要なる土地は之を與へ、若し其の協定の不可能なる場合には總督自ら權利の有無を決すべきことを定め、前獨領東亞弗利加に於ては法律を以て一般的に、一個人又は團體の所有地たることを證明する能はざる土地は凡て之を國有地となすべき旨を規定したるも、土民等に對して權利の證明を要求することは往々困難なる事情ありしより、總督は更に特別の命令を發して、循還耕作又は部落共同の目的の爲めに必要な土地に限り之を民有地となすべきことを定めたり。

無主地たるや否やを決定する方法として植民地の土民に其の所有地に對する權利を證明せしめんとする方法は、アルデエリー及ダホメー等に於て之を試行したるも、其の結果は一般に失敗に了れり、蓋し權利觀念の未だ明瞭ならざる土民等に對して其の所有權を證明せしめんとするも、彼等は之に對する理解力ヲ有せざるが故に、若し強て之を勵行せんとせば却て反抗を招くの虞れあるを以てなり、故に斯かる地方に於ては所有權の有無は各土地に就きて實地檢分を行ひ、以て其の無主地たるや否やを確定するの他なし。(1)

上述の如く土地所有權の觀念の未だ發達せざる社會に在りては、土地は通常國王若くは酋長の絶對的所有に歸し、又假令然らざる場合と雖も部落・種族若くは家族等の所有に屬し、一個人は

(1) Reinsch, C. A., pp. 333-335.

唯之を占有し利用することを得るも自由に賣買譲渡するを得ず、從て之が占有者にとりては土地は一定の價格を有するものに非ずとは、未開の社會に於ける一般の觀念たり、然るに近世各國の植民的活動の當初に於ては斯かる一般的の觀念を毫も顧慮することなく、或は占有者に對して絶對的の處分權を認め、或は母國の任意に土地の處分法を講じて之を企業者に頒賦する等の政策を執りしより、植民地の平和は却て此の如き文明的制度の移入の爲めに攪亂せられ、其の活動の第一歩に於て既に母國に對する怨嗟の聲を聞くに至れり、而して其の著例は西班牙及葡萄牙のエンコミエンダス(Encomiendas)の制度(植民地の土地を其の土地に居住せる土民と共に母國の移住者に委ねて彼等の自由處分に一任したる制度)に於て之を見ることを得べし。

此の如く植民地の土地處分問題は諸種の方面より慎重なる攻究を要すべきもの多しと雖も、其の主眼とする所は要するに植民地土民の生活の安全を保障すると共に、無償又は極めて低廉なる價格を以て廣大なる土地の所有權のみを得、後日之を投機的目的に供せんとするが如き不堅實なる土地投機者流の植民地に於ける跋扈を防ぎ、眞實土地の開墾利用に當らんとする移住者をして容易に且適當なる土地を取得せしむることに依り、堅實なる植民的發展の素地を作らしむるに足る制度を確立するに在りと言ふを得べし。

植民地土地政策の目的既に此の如しとせば、之が解決に際し第一に考究を要すべき問題は、植

(1) Köbner, a. a. O. S. 194.
Reinsch, C. A., p. 315.

民地の土地の最も有利なる利用方法如何と云ふことは是れなり、此の問題は主として各種民地の自然的特質即ち氣候・雨量・土質等の關係及當該地方に於ける勞力供給の便否等に依りて決せらるべきものにして、換言せば某地方が移住植民地(又は狹義の農業植民地)に適すべき特質を有するや、或は又放資植民地(又は採收植民地)に適すべき特質を有するやに依りて異なり、例へば移住植民地に適すべき地方に於ては、社會政策上よりするも亦經濟政策上よりするも、少數人に廣大なる土地の私有を許し、所謂小作制度の下に農業上の經營を爲さしめんよりは、寧ろ自ら直接農耕の業に従事すべき自作制度を獎勵し、其の發達を助成するを以て得策と爲すが故に、可及的小農民に土地を所有せしめんが爲めに、勞働能力を有する土民及移住者に土地を分賦するの方針に出づることは、土地の利用を最も有利ならしむるものと云ふを得べきも、放資植民地に適すべき地方に於ては、富源の開發を完からしめんとせば自ら廣大なる土地の所有を許さざる可からざる理由あり、從て斯かる場合には大地主の土地の利用を獎勵するを以て寧ろ有利なりとなすが如きは是れなり。

純然たる放資植民地を以て目せらるべきものは現今は熱帶地域に存するに過ぎざると、面積に比して人口寡少なると、土民間に土地所有の觀念の未だ明瞭ならざるとに依りて、所謂土地政策上の問題の如きも移住植民地に於けるが如くに重大ならずして、直接土民の生活上に壓迫を加へ

ざる限りは、私有地積の大小の如きは敢て問題とならずと雖も、移住植民地に於ては常に現在の人口のみならず、將來増加し得べき人口及新たに移住すべき者に對しても亦一定の土地を分配して其の發展を遂げしむるの必要あるが故に、私有地の面積を自由に放任して大地主の跋扈に委ぬるが如きことは之を許すべきに非ず、移住植民地に於ける農業上の經營は大農主義に依らしむべきや、或は又中小農主義に依らしむべきやとの問題は、單純なる經濟上の問題に止まらずして政治上及社會上に重大なる關係を有する問題たるを以て從來議論の岐るる所なるも、人口増加の趨勢及富の集中の弊害を考ふる時は、其の生産物の性質上特に大農主義の農業組織を必要とする場合は之を別とし、然らざる場合には一般に中小農主義に重きを置きて土地の處分法を講ずるを適當とす、然れども此の主義の下に一農民の所有に歸せしむべき土地の面積は何程を以て適度となすべきか、其の限度を定むることは頗る困難なる問題にして、所有地の面積大に過ぐる時は利用粗に流れ、小に失する時は之より生ずる収入を以て生活を維持すること能はざるが故に、斯かる點より土地の分配には細心の注意を要すべきは固より論を俟たず。

因に、農業經營上大農主義及中小農主義の何れを可とすべき乎との問題に關しては、母國に於けると同じく植民地に於ても從來議論の存する所にして、大農主義を可とする論者は、(一)農業上に學術的研究の結果を應用して生産物の増加を計らんと欲せば大農主義に依るを以て最も有利となすのみならず、(二)凡そ大規模組織の事業經營上に有利なることは大工業の中小工業より

も有利なる事實に徴するも明らかにして、此の理は農業に於ても亦同じからざるを得ずと論ずるに反し、中小農主義を可とする論者は、(一)中小農主義は大農主義に比較する時は生産要素を集約的に利用し得べきを以て、其の結果として總収入を増加し得るの利あり、然るに農業上に於ける總収入の増加は純収入の増加よりも寧ろ重大視すべきものにして、純収入の増加は獨り農民を利するに過ぎざるも總収入の増加は社會全般に利益を與ふるが故に、中小農主義は大農主義よりも優れりと言はざるべからず、(二)中小農主義は多數人に土地を所有せしむることを得るも、大農主義は之に反して少數人に土地の所有權を歸屬せしむるを以て、其の結果人口上に重大なる影響を及ぼすものたり、即ち中小農主義は過剰なる人口の調節に便益を與ふるも、大農主義は却て之を妨ぐるの傾きありと論ず。今主として經濟上の觀點より一般的に是等の両主義を比較せば、大農主義は農業上の諸般の改良施設・勞力及資本の配置・購買及販賣の設備等に關して遺憾なき方法を講じ得べきが故に、是等の點に付きては中小農主義に優れるものあるを疑ふ可からずと雖も、生産要素の完全なる利用に關しては不利の點あるを免れず、例へば勞力の使用に付きても之が監督に多くの費用を要し、土地及資本の利用に關しては精密なる注意を爲す能はざるが如き弊に陥り易し、然かも斯かる不利は中小農主義の下に於ては容易に之を除き得べきが故に、農業の種類に依り其の經營に多くの資本を要する場合は格別、然らざる普通の場合即ち資本の力に依るよりも寧ろ土地及勞力の有效なる利用に依つべき場合には、中

小農主義を以て有利なりとす、一切の農業經營者が略ぼ同一の條件及熱心の程度を以て其の事業に従事するを得ば、大農主義は中小農主義よりも優れる點多しと雖も、其の事業に對する熱心の度に至りては大農は中小農に及ばざるを常とす、中小農主義の下に在りては農業經營者自ら直接農耕の業に従事し、大農主義の下に於けるが如くに他人をして之に當らしむることなきが故に、事業の經營上に精密なる注意を爲すことを得、且勞力及資本の使用に關しても無益の浪費に陥るが如き虞れ少し、加之、普通大農主義の下に於ては容易に實行し得べからざる細密なる勞働・種子及肥料の選擇・空閑地の利用等をも之を完からしめ得べく、又大農主義は其の性質・市場を目的として生産に従事するが故に、假令内部的の事情に缺くる所なしとするも外部的の事情の爲めに影響を受くること少からざるに反し、中小農主義は本來自給的の性質を有するを以て、外部的事情の影響を受くること比較的小なるの利あり、以上は經濟上の觀點より一般的に中小農主義の大農主義に優れることを指摘したるものなるも、更に社會上及政治上の觀點よりするも、大農主義は少數の大地主階級をして社會上及政治上に一大勢力を形成せしむるの原因となるも、多數農民の地位の向上發展に機會を與ふること少きに反し、中小農主義は多數農民の自覺心を促し彼等をして社會組織の中堅たらしむるを得べきが故に、此の點より論ずるも植民地の如き未だ其の組織の確立せざる社會に於ては、中小農主義に依りて農業の經營を爲さしむるを適當とす。(未完)